

BIS 規制とボルカールール

千葉の県人 鎌田 留吉

現在、一般の人々にはあまり意識されていないが、銀行に対する二つの規制が深く静かに進行している。それは①先進国の銀行に対して一定の自己資本比率(自己資本÷保有資産のリスクの量)を求めるいわゆる「BIS 規制」と、②米国の銀行が投機的取引に関わることを禁止する「ボルカールール」である。この二つの規制につき整理をしておきたい。

①バーゼル合意(BIS 規制)

バーゼル銀行監督委員会 {スイスの都市バーゼルにある国際決済銀行 (BIS=Bank for International Settlements) のビル内に置かれている為 BIS 規制と通称されるが、BIS とは別組織} が、1988 年に合意した「国際的に活動する銀行の自己資本比率を 8%以上にする」という規制 (バーゼル I)。その後、中身の精緻化が何度か加えられた (バーゼル II)。従来自己資本としては、法的弁済順位の低い (自己資本の性格が高い) 順から a. 普通株式 b. 優先株 c. 劣後債が自己資本として容認されていた。2008 年の金融危機後見直しが検討され、2009 年 12 月に、a と b を中核的自己資本とし、普通株式を 4.5%以上、優先株を 1.5%以上にする案が公表され、翌 10 年 12 月に成立した (バーゼル III)。2013 年 1 月より段階的に実施し、2019 年 1 月に全面移行を目指している。(本年 4 月米 F R B は 2018 年 1 月から義務付ける案を発表している。) 日本のメガバンク 3 行はこれを受け、2010 年頃を中心に相次いで 1 兆円規模の公募増資を行い、また劣後債の発行も加え、すべてのメガバンクが既に基準をクリアしている。逆に言えば、普通株式の発行がままならず、1 兆円の自己資本不足が起きる場合、自己資本比率 8%であるから、12.5 兆円分のリスク資産圧縮=融資絞り込み込み・株式等保有資産圧縮が起きることになる。

②ボルカールール

そもそも、米国の銀行は、1930 年の大恐慌の要因が銀行の自己勘定による投機が大きな要因であるとして、1933 年に成立したグラス・ステイーガル法により銀行業と証券業の分離を命じられていた。それが 1999 年のグラムリーチ・ブライリー法により銀行業と証券業の兼業が公認され、リーマンショックの種を培養することになった。2010 年 1 月オバマ大統領はグリーンSPANの前の F R B 総裁であったボルカー氏とテレビ演説を行い、預金を扱う銀行の過剰な投機行動を抑制し、堅実な本来的貸出業務に戻ることを促す「ボルカー・ルール」を提案した。中身は①自己勘定による投機的取引の禁止②ヘッジファンド等への投資・後援の禁止を骨子としている。2012 年 7 月から実施予定であったが明細を詰めるため引き延ばされ、昨年 12 月 10 日に決定された。2014 年 4 月 1 日から施行、2015 年 7 月 21 日全面実施ということが決まっている。

これら二つの規制は世界に跳梁跋扈している投機資金の縮小を促すことになる。

商業銀行はお金を必要とする企業群にお金を融通するために 0.02%などという金利(?)でお金を一般大衆から集める権限を付与されている。15%という高利で(なんと調達金利の 750 倍!)運用したりする資産運用業ではないのだ。 2014 年 5 月 20 日 記